

社会福祉法人地球の園  
役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地球の園（以下「法人」という。）の定款8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいいます。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとします。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しません。

2.支給額は、1日5,000円とします。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のための出張する場合は、旅費等を支給することができます。

2.旅費は実費を支給します。

3.業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できます。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議会の議決を得て改正します。

附 則

この規定は2017年4月1日から施行します。